

印西市立船穂小学校



# 「学校いじめ防止基本方針」

## 1 いじめの防止等のための対策に関する基本方針

学校にある児童生徒及び全ての者は、絶対にいじめを行ってはならない。

～「しない」 「させない」 「見逃さない」～

### (1) いじめの定義（『いじめ防止対策推進法』第2条）

「いじめ」とは、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係のある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

#### ○ 定義に基づくいじめの判断

ア 個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童生徒の立場に立つことが必要である。

イ いじめには、多様な態様があることに鑑み、法の対象となるいじめに該当するか否かを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないよう努めることが必要である。

ウ 本人がいじめを否定する場合が多々あることを踏まえ、当該児童生徒の

表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認することが必要である。

エ いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、法第22条「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」を活用して行う。

オ 「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童生徒や塾やスポーツクラブ等当該児童生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童と何らかの人的関係を指す。

カ 「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するが否かを判断するものとする。

キ インターネット上で悪口を書かれた児童生徒がいたが、当該児童生徒がそのことを知らずにいるような場合など、行為の対象となる児童生徒本人が心身の苦痛を感じるに至っていないケースについても加害行為を行った児童生徒に対する指導等については法の趣旨を踏まえた適切な対応が必要である。

ク いじめられた児童生徒の立場に立って、いじめに当たると判断した場合にも、そのすべてが厳しい指導を要する場合であるとは限らない。例えば、好意から行った行為が意図せずに相手側の児童生徒に心身の苦痛を感じさせてしまったような場合や、軽い言葉で相手を傷つけたがすぐに加害者が謝罪し教員の指導によらずして良好な関係を再び築くことができた場合においては、学校は、「いじめ」という言葉を使わず指導するなど柔軟な対応による対処も可能である。ただしこれらの場合であっても、法が定義するいじめに該当するため、事案を法第22条の学校いじめ対策組織へ情報共有

することは必要となる。学校は、行為を行った児童生徒に悪意はなかったことを十分加味した上で対応する必要がある。

#### ケ 具体的ないじめの態様

- ・ 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- ・ 仲間はずれ、集団による無視をされる。
- ・ ぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- ・ 金品をたかられる。
- ・ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ・ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ・ パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。等

## (2) 基本理念

いじめは本校でも、またどの児童にもおこりうるものである。

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害する。さらに、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与え、その生命又は身体に重大な危険を及ぼすおそれがある。

本校では、全ての児童が「いじめをしないこと」、「させないこと」、「見逃さないこと」により、自他の生命を尊重することを目指し、いじめ防止のための対策を行う。

## 2 学校及び学校職員の責務

### (1) 基本的な責務

- |   |
|---|
| <ol style="list-style-type: none"><li>① 学校は、当該学校におけるいじめ防止等のための基本的な方針を定める。</li><li>② 学校は、関係者（当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する知識を</li></ol> |
|---|

有するもの)により構成されるいじめ防止のための組織を置く。

(『いじめ防止対策推進法』第13条, 第22条より)

## (2) 基本方針の重点

学校や教職員は, 学校内外においていじめが行われず, 全ての児童が安心して学習やその他の諸活動に取り組むことができるようにする。そのために以下を重点として, 対策を進める。

### ① いじめの未然防止

- ・いじめを「しない」「させない」「見逃さない」環境醸成に努める。
- ・児童の自己有用感を高め自尊感情を育むような, 「わかりやすい授業」や「充実感のある教育活動」の実現に努める。

### ② 早期発見

- ・調査・観察・相談・通報等の様々な手段により, 学校全体で早期発見に努める。

### ③ 適切な対応

- ・いじめ発見の際には, 事情聴取・情報収集を迅速・適切に行い, 組織で対応する。
- ・保護者への情報提供・情報交換・助言等の連携・協力を密に行う。
- ・市教委等関係機関と連携を図りながら, いじめ防止や発生時の解決に努める。隠蔽や虚偽のない正確で丁寧な説明を行う。

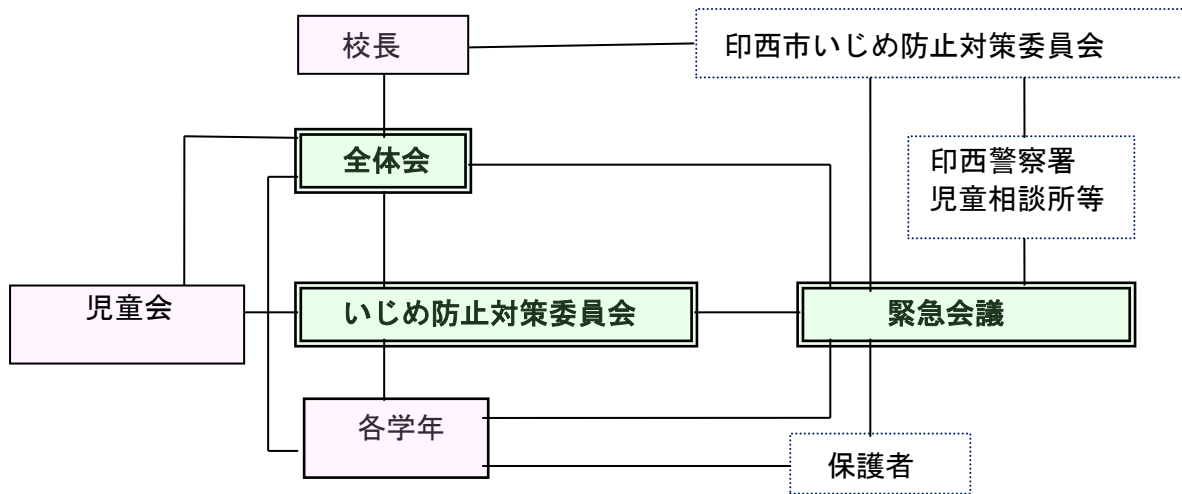
- ④ インターネットを通じて行われるいじめに対応するために, 計画的な学習・指導を行う。

- ⑤ 重大事態を想定した対応策を作成し, 再発防止に努める。

## 3 いじめ防止の組織

学校に, 「いじめ防止対策委員会」「全体会」「緊急会議」等の組織を置き, 機能的・有機的に対応する。

【組織図】



(1) 「全体会」 < 全教職員が参加 >

①基本方針の策定

②いじめ防止に関すること（基本方針の年間計画作成・研修の実施等）

③いじめの早期発見に関すること（いじめ相談通報窓口の設定・情報収集・情報交換等）

④いじめ事案に対する対応に関すること（対応方針の決定等）

⑤いじめの影響やその他のいじめの問題に関する児童生徒の理解を深めること（児童会活動の支援・行事の実施等）

⑥保護者・関係機関との連携

(2) 「いじめ防止対策委員会」 < 委員会の構成員 >

いじめ防止対策のための中心的な役割を担う。

日常的な業務についての協議を定期的に行う。

(3) 「緊急会議」 < 重大事態発生時に、必要に応じて全教職員，保護者代表

（PTA会長），所轄警察，学校医，印西市教育委員会指導主事等>

重大事案の発生時に事案の解決に努める。（緊急対応の決定等）

## 4 中心組織の役割について

### (1) 「いじめ防止対策委員会」の設置

いじめの防止対策のための中心組織「いじめ防止対策委員会」を設置し、防止対策を機動的・効果的に行う。

#### 【委員会の構成員】

全教職員

### (2) 「いじめ防止対策委員会」の主な活動内容

定期的に協議する内容

- ① いじめ防止に関すること（年間計画の進捗状況の把握・検証作業の推進等）
- ② いじめの早期発見に関する情報収集・情報共有  
（アンケート調査内容の検討，教育相談計画，情報交換・収集等）
- ③ いじめまたはいじめと疑われる事案に関する方針・対応・記録  
（事実関係聴取，対応の具体的手順・検討・決定 　いつ・だれが・だれと・だれに・どのように・・・）
- ④ 教職員に関する「いじめ防止対策」研修の企画
- ⑤ 保護者・関係機関との連携
- ⑥ いじめ防止の取組に対する評価

### (3) 「いじめ防止対策委員会」の開催

月1回を定例会とし、いじめ事案発生時は緊急に開催する。

## 5 基本的施策

### (1) いじめを未然に防止する

#### ① 学校の重点目標

学校の重点目標の一つにいじめ防止の事項を掲げ、いじめを「しない」、「させない」、「見逃さない」ことに組織的に取り組む。

#### ② 心の教育の充実

- ・児童生徒の豊かな情操と道徳心、心の通う「対人交流能力」の素地を養うため、全ての教育活動を通じて**道徳教育・人権教育の充実**を図る。
- ・体験活動、情報モラル教育、印西市教育委員会作成パンフレットを活用したいじめ防止に焦点を当てた道徳授業等の教育活動の充実を図る。
- ・「いのちを大切に作るキャンペーン」、いじめ防止標語づくり、いじめ撲滅等のキャンペーンの充実を図る。
- ・ソーシャルスキルトレーニング等の充実や「豊かな人間関係づくり実践プログラム」等の活用を図る。

#### ③ 人権的言語環境の整備と自己有用感を高める授業・活動

- ・児童や教職員自らの人権的言語環境を整備し、言語環境を起因としたいじめの発生を防ぐ。
- ・児童の自己有用感を高めるような「わかる授業」や「充実感・達成感のある活動」の実現に努める。
- ・感染症等による偏見、差別が起こらないよう、全職員が指導内容を共通理解した上で発達段階を考慮し、適切に指導する。

#### ④ 行事、児童会活動等を通じた児童への指導

- ・児童によるいじめ防止に関する児童会活動の支援を積極的に行い、児童による自発的ないじめ防止の意識を高める。
- ・人権標語・作文、いじめ防止キャンペーン等で、児童への指導を継続的に行う。

#### ⑤ 保護者や地域との連携

- ・保護者や地域住民、関係団体との連携を図り、いじめに関する児童の実態を把握する。
- ・道徳やいじめ防止を題材とした授業の様子を、ホームページ・文書等でお知らせし、いじめ防止に関する保護者や地域住民の理解を深めるための活動を継続的に行う。
- ・いじめに対する学校の具体的な取り組みについて、学校評価の評価項目に設定する。

### (2) いじめを早期に発見する

#### ① いじめの調査等

- いじめを早期発見するために、在籍する児童に対する定期的な調査を実施する。
- ・児童対象のいじめアンケート調査 1年に3回（6月，11月，2月）
  - ・教育相談を通じた学級担任等による聞き取り調査  
1年に3回（6月，11月，2月）を教育相談習慣と定めるが，それ以外の期間についても適宜教育相談を実施していく。（特に長期休業明け）
  - ・県学校生活アンケート調査 1年に4回（5月，7月，9月，11月）
  - ・いじめの重大事態は，事実関係が確定した段階で重大事態として対応を開始するのではなく，「疑い」が生じた段階で調査を開始する。

## ② いじめ相談体制の整備

児童及び家庭，地域住民がいじめに関する相談を行うことができるように，次のような相談体制の整備を行う。

- ・学校区スクールカウンセラーの活用
- ・各種相談機関（印西市教育センターのこども相談室，文部科学省24時間いじめ相談ダイヤル等）の情報提供
- ・教育相談の充実
- ・学校の職員がいじめの情報を得ながら校内の対策組織に報告せず，いじめに係る情報を抱え込んだ場合，いじめ対策推進法の規定に違反すると周知する。
- ・発達障害を含む，障害のある児童生徒について，当該児童生徒のニーズや特性，専門家の意見を踏まえた適切な指導及び必要な支援を行う。

## ③ いじめ相談・通報窓口の設置

相談担当・相談箱等の設置と周知（ホームページやお便り等）

- ・SOSの出し方に関する教育を年度初めに行い，問題が表面化する前に支援につなげる。
- ・相談窓口，相談電話の周知の徹底。

## ④ 研修等による教職員の資質向上

- ・いじめの防止等の対策に関する研修を年間計画に位置付け，教職員の資質向上を図る。
- ・児童の全ての教育活動において人間関係や児童の心情を把握するために，組織体制を整える。

## (3) いじめへの対応

### いじめ情報のキャッチ

- ・「いじめ防止対策委員会」を招集する。
- ・いじめられた児童を徹底して守る。
- ・見守る体制を整備する。

### 正確な実態把握

- ・当事者双方，周りの児童から聞き取り，記録する。
- ・保護者からの情報を得る。
- ・関係教職員と情報を共有し，正確に把握して，共通認識を持つ。
- ・いじめの全体像・構図・原因・経過を整理・把握し，記録する。

### 指導体制, 方針決定

- ・ 指導のねらい・方針を明確にする。
- ・ 全ての教職員の共通理解を図る。
- ・ 対応する教職員の役割分担を決める。
- ・ 教育委員会, 関係機関との連携を図る。

### 児童への指導・支援

- ・ いじめられた児童を保護し, 心配や不安を取り除く。(中学校区スクールカウンセラーとの連携)
- ・ いじめた児童に, 相手の苦しみや痛みを思いを寄せる指導を十分に行う中で, 「いじめは決して許されない行為である」意識を待たせる。

### 保護者との連携

- ・ 直接会って, 状況説明, 今後の具体的な対策を伝える。
- ・ いじめた側の保護者への説明, 助言を行う。
- ・ 今後の学校との連携方法を話し合う。

### 今後の対応

- ・ 継続的に指導や支援を行う。
- ・ 明日からの「居場所づくり」「絆づくり」の環境設定を行う。
- ・ 養護教諭, 教育相談担当を中心に心のケアにあたる。
- ・ 道徳教育や人権教育の充実を図り, 誰もが大切にされる学級経営を行う。
- ・ いじめの解消はひとつの段階に過ぎず, 再発の可能性が十分あることを踏まえ, 日常的に注意深く観察する。(完全に解消されるまでには, 最低でも3ヶ月を有する。)

## いじめ発見時の緊急対応

### 発見教職員等がいじめをやめさせる

- ・ いじめを発見した教員はその時に, その場でいじめをやめさせる等適切な指導を行う。

### 情報収集

- ・ 事情聴取をする。
- ・ いじめに関わる情報を収集する。
- ・ 関係する保護者への連絡をする。

### 管理職への報告

- ・ いじめ(いじめに関わる相談を受けた場合)は, 速やかに管理職に報告する。
- ・ 複数の教員での素早く, 正確な事実関係の把握をし, 対応する。
- ・ 管理職はいじめの内容を確認し, 関係する保護者への連絡等を指示する。

## (4) 関係機関との連携

### ① 印西市教育委員会との連携

犯罪行為として取り扱われるいじめ事案, 教育相談体制の充実が必要ないじめ事案, インターネットを通じてのいじめ事案については, 印西市教育委員会と連携して対処する。

- ② 印西警察署・北総地区少年センターとの連携  
犯罪行為として取り扱われるいじめ事案，インターネットを通じてのいじめ事案については，印西警察署等と連携して対処する。
- ③ 児童相談所等との連携  
家庭環境に起因するいじめ事案については，子育て支援課・児童相談所等と連携して対処する。
- ④ その他  
その他，必要に応じて相談機関，保健機関，福祉機関，医療機関等と連携をとる。

## 6 インターネットを通じて行われるいじめの対応

インターネットの高度の流通性，拡散性，匿名性等の特性を踏まえ，児童及び保護者がインターネットを通じて行われるいじめを防止し，効果的に対処できるようにする。

- ① ネットいじめに関する教職員研修の充実 印西市教育委員会との連携
- ② 保護者への啓発活動として，PTA活動や家庭教育学級における情報モラル研修会の開催
- ③ 児童への情報モラル教育の実施

## 7 重大事態（市長に報告するもの）の対処

生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや，相当の期間，学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合は，次の対処を行う。

### (1) 印西市教育委員会への報告と連携

重大な事態が発生した旨を，印西市教育委員会（「印西市いじめ防止対策委員会」）に速やかに報告する。

### (2) 組織の設置と関係機関との連携

印西市教育委員会と協議の上，当該事案に対処する組織「緊急会議」を設置し，対応する。

必要に応じて印西警察署等へ報告する。

### (3) 再調査

「緊急会議」の組織を中心として，事実関係を明確にするための再調査を実施する。

### (4) 適切な情報の提供

いじめを受けた児童生徒や保護者など，関係者に対し，事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。

### (5) 調査結果を設置者（→市長）に報告

児童生徒や保護者の所見を希望により添える。

### (6) 調査結果を踏まえた必要な対応・措置

## (7) 報道機関への対応

必要に応じて、窓口の決定、市教育委員会への連絡、取材の日時・場所・担当・内容の決定等を行う。

## 8 基本方針及び学校評価の結果の公表

学校の重点目標の一つに掲げたいじめ防止対策について、学校評価の項目に入れる。いじめの実態把握、隠蔽防止、適切な措置を行うため、適正に評価し、措置の改善を図る。

- |  |
|--|
| <ol style="list-style-type: none"><li>(1) いじめの防止・早期発見に関する取組に関すること</li><li>(2) いじめに対する措置・対応に関すること</li></ol> |
|--|

適正な評価のために、「学校いじめ防止対策基本方針」（全体または概要）及び学校評価の結果は、保護者へのお便りやホームページで公表する。

## いじめ防止等に関する年間計画

	学 校	研 修	保護者・地域・関係機関
4月	職員会議での情報交換 保護者会	SOS の出し方に関する教育	保護者会による保護者との懇談
5月	職員会議での情報交換 教育相談 いじめアンケート調査		
6月	職員会議での情報交換 いじめ防止の標語		
7月	希望家庭面談 職員会議での情報交換		保護者との面談
8月		人権教育研修	
9月	職員会議での情報交換		人権教室
10月	職員会議での情報交換 教育相談 いじめアンケート調査		運動会
11月	職員会議での情報交換		
12月	職員会議での情報交換 個人面談 人権週間の取り組み		保護者との個人面談
1月	授業参観 職員会議での情報交換		
2月	職員会議での情報交換 教育相談 いじめアンケート調査		
3月	職員会議での情報交換 保護者会		保護者会による保護者との懇談

※必要に応じて生徒指導・特別支援教育委員会を実施する。